

○返戻金制度について

採用者が、明らかに本人の責による解雇または自己都合により勤務開始後3ヶ月未満に退職した場合、乙は甲にその期間に応じ、理論年収の定めにより支払われた報酬を下記の比率で返還するものとする。

なお、上記以外の事由による退職の場合、本条項は適用されない。

- | | |
|--------------------|-----|
| a) 入社1ヶ月未満の場合 | 80% |
| b) 入社1ヶ月以上3ヶ月未満の場合 | 30% |

・許認可番号 13-ユ-302138

・事業者名 株式会社 Thoughtful Gift 人材紹介センター